

(就業条件の明示の方法等)

第二十六条 法第三十四条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を次のいずれかの方法により明示することにより行わなければならない。ただし、同条第一項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 (略)

イ (略)

ロ 電子メール等の送信の方法

2・3 (略)

(派遣可能期間の延長に係る意見の聴取)

第三十三条の三 (略)

2 前項の過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第一号に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は第二号に該当する者とする。

一 (略)

二 法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であつて、派遣先の意向に基づき選出されたものでないこと。

3・4 (略)

5 派遣先は、過半数代表者が法第四十条の二第四項の規定による意見の聴取に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省令第七十八号

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）及び森林経営管理法施行令（平成三十年政令第三百二十号）の規定に基づき、森林経営管理法施行規則を次のように定める。

平成三十年十二月十九日

森林経営管理法施行規則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、森林経営管理法（以下「法」という。）及び森林経営管理法施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(経営管理権集積計画に定めるべき事項)

第二条 法第四条第二項第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項を除く。）とする。

(経営管理意向調査)

第三条 法第五条の規定による経営管理意向調査は、次に掲げる事項について、書面により行うものとする。

- 一 当該集積計画対象森林についての経営管理の現況
- 二 当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し
- 三 その他参考となるべき事項

(就業条件の明示の方法等)

第二十六条 法第三十四条第一項及び第二項の規定による明示は、当該規定により明示すべき事項を次のいずれかの方法により明示することにより行わなければならない。ただし、同条第一項の規定による明示にあつては、労働者派遣の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。

一 (略)

イ (略)

ロ 電子メール等の送信の方法

2・3 (略)

(派遣可能期間の延長に係る意見の聴取)

第三十三条の三 (略)

2 前項の過半数代表者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第一号に該当する者がいない事業所等にあつては、過半数代表者は第二号に該当する者とする。

一 (略)

二 法第四十条の二第四項の規定により意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の民主的な方法による手続により選出された者であること。

3・4 (略)

(新設)

第四條 (経営管理権集積計画の作成の申出)

法第六条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一 申出者の氏名又は名称及び住所

二 当該申出に係る森林の所在、地番、地目及び面積

三 当該申出に係る森林についての経営管理の現況

四 その他参考となるべき事項

2 前項の申出書には、申出者が当該申出に係る森林の森林所有者であることを証する書類を添付するものとする。

(経営管理権集積計画の公告)

第五条 法第七条第一項の規定による公告は、経営管理権集積計画を定めた旨及び当該経営管理権集積計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(経営管理権の効力が及ばない森林所有者)

第六条 法第七条第三項の農林水産省令で定める者は、国及び次に掲げる事由により法第七条第一項の規定による公告（以下この条において単に「公告」という。）の後に於いて当該経営管理権に係る森林の森林所有者となつた者とする。

- 一 公告の前にされた差押え又は仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものとし、以下この条において単に「滞納処分」という。）又は強制執行



(不明森林所有者関連情報等を保有すると思料される者等)

第二十一条 第八条の規定は、令第二条において準用する令第一条第二号の農林水産省令で定める者について、第九条の規定は、令第二条において準用する令第一条第四号の農林水産省令で定める措置について、第十条の規定は、令第二条において準用する令第一条第五号の農林水産省令で定める措置について、それぞれ準用する。

(不明森林所有者の申出)  
第二十二条 法第二十五条第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

- 一 申出者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申出に係る所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

(所有者不明森林の公告において定めるべき事項)

第二十三条 法第二十五条第八号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項(同条第七号イから二に掲げる事項を除く。)とする。

(所有者不明森林に関する裁定の申請)

第二十四条 法第二十六条の規定による申請については、第十五条を準用する。

(所有者不明森林に関する裁定の通知)

第二十五条 法第二十七条第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項(同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を除く。)とする。

(所有者不明森林に関する裁定の通知)

第二十六条 法第二十八条第一項の規定による通知は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項、当該裁定の理由その他必要な事項を記載した書面によりするものとする。

2 法第二十八条第一項の規定による公告は、法第二十七条第二項各号に掲げる事項及び当該裁定の理由につきするものとする。

(所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの申出)

第二十七条 法第三十条第一項及び第三十一条第一項の規定による申出については、第十二条の規定を準用する。

(所有者不明森林に係る経営管理権集積計画の取消しの公告)

第二十八条 法第三十二条第一項の規定による公告については、第七条の規定を準用する。

(経営管理実施権配分計画の作成)

第二十九条 市町村は、法第三十五条第一項の規定により経営管理実施権配分計画を定めるときには、林業経営の効率化を図ることを旨として、当該経営管理実施権配分計画の作成の時期及び経営管理実施権を設定しようとする森林の所在場所等につき適切な配慮をするものとする。

(経営管理実施権配分計画に定めるべき事項)

第三十条 法第三十五条第二項第九号の農林水産省令で定める事項は、民間事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項(同項第四号から第八号に掲げる事項を除く。)とする。

(民間事業者の公募)

第三十一条 法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(民間事業者に関する情報の整理及び公表)

第三十二条 市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定により応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2 法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

(民間事業者の選定)

第三十三条 市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、法第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までの事項について提案を求めるものとする。

- 1 市町村は、前項の規定に基づき提案を適切に審査し、及び評価するものとする。
- 2 市町村は、第一項の規定により提案を求めるに当たっては、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表してするものとする。

(経営管理実施権配分計画の公告)

第三十四条 法第三十七条第一項の規定による公告は、経営管理実施権配分計画を定めた旨及び当該経営管理実施権配分計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(経営管理実施権の効力が及ばない森林所有者)

第三十五条 法第三十七条第三項の農林水産省令で定める者については、第六条の規定を準用する。この場合において、第六条中「法第七條第一項」とあるのは、「法第三十七條第一項」と読み替えるものとする。

(経営管理実施権配分計画の取消しの公告)

第三十六条 法第四十一条第一項の規定による公告は、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消した旨及び当該経営管理実施権配分計画のうち当該取消しに係る部分について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(災害等防止措置の命令書)

第三十七条 法第四十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 講ずべき災害等防止措置の内容
- 二 命令の年月日及び履行期限
- 三 命令を行う理由
- 四 法第四十三条第一項各号に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨

(災害等防止措置に要した費用)

第三十八条 市町村の長は、法第四十三条第二項の規定により当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(森林法施行規則の一部改正)

第二条 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(法令により立木の伐採につき制限がある森林)</p> <p>第十条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四 (略)</p> <p>(果実の採取以外の用途)</p> <p>第十一条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。</p> <p>(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)</p> <p>第十二条 法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書(一通)に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。</p> <p>(自家の生活の用に供すべき森林の指定)</p> <p>第十三条 法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあつては二ヘクタール、都府県にあつては一ヘクタールを超えないこととする。</p> <p>2 法第十条の八第一項第八号の申請については、前条の規定を準用する。</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合)</p> <p>第十四条 法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>第十六条から第二十三条まで 削除</p> | <p>(法令により立木の伐採につき制限がある森林)</p> <p>第十条 法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十四 (略)</p> <p>(果実の採取以外の用途)</p> <p>第十一条 法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。</p> <p>(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)</p> <p>第十二条 法第十条の八第一項第八号の申請は、申請書(一通)に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。</p> <p>(自家の生活の用に供すべき森林の指定)</p> <p>第十三条 法第十条の八第一項第九号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあつては二ヘクタール、都府県にあつては一ヘクタールを超えないこととする。</p> <p>2 法第十条の八第一項第九号の申請については、前条の規定を準用する。</p> <p>(伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合)</p> <p>第十四条 法第十条の八第一項第十二号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(要問伐森林通知)</p> <p>第十六条 法第十条の十第二項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。</p> <p>一 通知に係る要問伐森林の所在場所</p> <p>二 通知に係る要問伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期</p> |

|  |
|--|
| <p>(要問伐森林通知をすべき旨の申出)</p> <p>第十六条の二 法第十条の十第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書(一通)を提出してしなければならない。</p> <p>一 い 申出者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 当該申出に係る要問伐森林の所在場所</p> <p>三 当該申出に係る要問伐森林の間伐又は保育が適正に実施されていないことにより申出者が受け、又は受けるおそれのある具体的な不利益の内容</p> <p>2   前項の申出書には、申出者が当該申出に係る要問伐森林に係る間伐又は保育に利害関係を有する者であることを証する書面を添えなければならない。</p> <p>(調停の申請)</p> <p>第十七条 法第十条の十一第一項の規定による調停の申請は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してするものとする。</p> <p>一 相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 申請に係る要問伐森林の所在場所</p> <p>三 申請の趣旨</p> <p>四 協議の経過の概要</p> <p>五 その他調停を行うのに参考となる事項(裁定の申請)</p> <p>第十八条 法第十条の十一の二第一項の規定により同項第一号の契約の締結に関する裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(二通)を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の名称及び住所</p> <p>二 当該申請に係る要問伐森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所</p> <p>三 当該申請に係る要問伐森林の所在及び面積並びに立木の樹種別及び林齢別の本数</p> <p>四 当該申請に係る要問伐森林の間伐又は保育の実施の現況及び見通し</p> <p>五 当該申請に係る要問伐森林についての申請者の育林の内容、時期及び方法に関する計画の詳細</p> <p>六 法第十条の十一の四第二項各号(第一号及び第六号を除く。)に掲げる事項につき希望する内容</p> <p>七 その他参考となるべき事項</p> |
|--|

2 | 法第十条の十一の二第一項の規定により同項第二号の契約の締結に関する裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(二通)を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申請に係る要間伐森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該申請に係る要間伐森林の所在及び面積
- 四 法第十条の十一の四第四項各号(第一号を除く。)に掲げる事項につき希望する内容
- 五 その他参考となるべき事項

(裁定の申請の公告)

第十九条 法第十条の十一の三第一項の農林水産省令で定める事項は、法第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する裁定の申請にあつては前条第一項各号に掲げる事項とし、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する裁定の申請にあつては前条第二項各号に掲げる事項とする。

(意見書において明らかにすべき事項)

第二十条 法第十条の十一の三第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所
- 二 その者の当該要間伐森林の利用の状況及び利用計画
- 三 その者が当該要間伐森林について間伐又は保育を実施していない理由
- 四 意見の趣旨及びその理由
- 五 その他参考となるべき事項

(裁定の通知及び公告)

第二十一条 法第十条の十一の五第一項の通知は、法第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面により、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関

する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第四項各号に掲げる事項を記載した書面により、それぞれしなければならない。

- 2 | 法第十条の十一の五第一項の公告は、法第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第二項各号に掲げる事項につき、法第十条の十一の二第一項第二号の契約の締結に関する法第十条の十一の四第一項の裁定にあつては同条第四項各号に掲げる事項につき、それぞれしなければならない。
- 3 | 前項の公告は、公報その他所定の方法によりするものとする。

(森林所有者を確知することができない場合における裁定の申請)

第二十二条 法第十条の十一の六第一項の規定により裁定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(二通)を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該申請に係る要間伐森林の所在及び面積
- 三 法第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号(第一号を除く。)に掲げる事項につき希望する内容
- 四 その他参考となるべき事項

(森林所有者を確知することができない場合における裁定の通知及び公告)

第二十三条 法第十条の十一の六第三項の規定による通知は、同条第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号に掲げる事項を記載した書面によりしなければならない。

- 2 | 法第十条の十一の六第三項の規定による公告は、同条第二項において読み替えて準用する法第十条の十一の四第四項各号に掲げる事項につきしなければならない。
- 3 | 前項の公告は、公報その他所定の方法によりするものとする。

(施業実施協定の認可を受ける場合の添付書類)

第二十四条 法第十条の十一の第一項又は第二項の認可を受けようとするときは、同条第四項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(施業実施協定を締結する者)

第二十五条 法第十条の十一の第二項の農林水産省令で定める営利を目的としない者は、次に掲げる者とする。

一 〇二 (略)

(施業実施協定に定める森林施業の実施に関する事項)

第二十六条 法第十条の十一の第三項第二号イ及びロの農林水産省令で定める事項は、実施する森林施業の種類別の面積及び樹種とする。

(施業実施協定の公告)

第二十七条 法第十条の十一の第三項(法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一 〇四 (略)

2 前項の規定は、法第十条の十一の四第二項(法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(施業実施協定の対象とする森林である旨の明示)

第二十八条 法第十条の十一の四第二項(法第十条の十一の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による施業実施協定の対象とする森林である旨の明示は、当該森林の区域内の見やすい場所に当該森林の区域を表示した標識を設置してするものとする。

(施業実施協定の認可を受ける場合の添付書類)

第二十四条 法第十条の十一の九第一項又は第二項の認可を受けようとするときは、同条第四項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(施業実施協定を締結する者)

第二十五条 法第十条の十一の九第二項の農林水産省令で定める営利を目的としない者は、次に掲げる者とする。

一 〇二 (略)

(施業実施協定に定める森林施業の実施に関する事項)

第二十六条 法第十条の十一の九第三項第二号イ及びロの農林水産省令で定める事項は、実施する森林施業の種類別の面積及び樹種とする。

(施業実施協定の公告)

第二十七条 法第十条の十一の十一第一項(法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村の事務所の掲示場への掲示その他所定の方法によりするものとする。

一 〇四 (略)

2 前項の規定は、法第十条の十一の十二第二項(法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(施業実施協定の対象とする森林である旨の明示)

第二十八条 法第十条の十一の十二第二項(法第十条の十一の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による施業実施協定の対象とする森林である旨の明示は、当該森林の区域内の見やすい場所に当該森林の区域を表示した標識を設置してするものとする。

(施業実施協定の変更の認可を受ける場合の添付書類)

第二十九条 法第十条の十一の五第一項の認可を受けようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第三十八条 法第十一条第五項第二号イ(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一 〇二 (略)

三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ 〇八 (略)

二 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度(第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。)が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法(当該森林が森林経営管理法(平成三十年法律第六十五号)第四十二条第一項に規定する災害等防止措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期)に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実に見込まれる森林であること。

(施業実施協定の変更の認可を受ける場合の添付書類)

第二十九条 法第十条の十一の十三第一項の認可を受けようとするときは、同項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第三十八条 法第十一条第五項第二号イ(法第十二条第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一 〇二 (略)

三 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ 〇八 (略)

二 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度(第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。)が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法(当該森林が法第十条の十第二項に規定する要間伐森林(以下「要間伐森林」という。)である場合には、同項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期)に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実に見込まれる森林であること。

四 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林及び法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第二の算式により算出される面積を超えること。  
(削る)

五 当該森林経営計画の対象とする森林(当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)第六条第一項に規定する森林保健機能増進計画をい、同条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下同じ)において森林保健施設(同法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設をいう。以下同じ)を整備することとされている森林、地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等(作業路網、保安施設(保安施設事業に係る施設をいう)若しくは林野の保全に係る地すべり防止施設(地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設をいう)をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ)又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林及び災害等防止措置を講ずべき森林を除く)のうち、標準伐期齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていること。

四 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第二の算式により算出される面積を超えること。

五 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林であるものにつき、法第十條の十第二項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期に従つて間伐を実施することとされていること。

六 当該森林経営計画の対象とする森林(当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)第六条第一項に規定する森林保健機能増進計画をい、同条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下同じ)において森林保健施設(同法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設をいう。以下同じ)を整備することとされている森林及び地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等(作業路網、保安施設(保安施設事業に係る施設をいう)若しくは林野の保全に係る地すべり防止施設(地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設をいう)をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ)又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林を除く)のうち、標準伐期齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていること。

六(八)(略)

十 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第四十二条第一項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

七(九)(略)

(新設)

一 (公益的機能別森林施業の実施に関する基準)  
第三十九条 法第十一条第五項第二号口(法第十二条第三項において準用する場合を含む)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林経営計画の対象とする森林のうち、水源涵養機能維持増進森林(水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。次項において同じ)については、前条各号に掲げるとおりとする。この場合において、同条第五号中「標準伐期齢」とあるのは、「標準伐期齢に十年を加えた林齢」とする。  
2 法第十一条第五項第二号口(法第十二条第三項において準用する場合を含む)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林経営計画の対象とする森林のうち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、前条各号(第五号を除く)に掲げるもののほか、次のとおりとする。この場合において、同条第四号中「要整備森林」とあるのは、「要整備森林、第三十九条第二項第一号に規定する複層林施業森林及び同項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林」と、同条第七号中「生育している森林」とあるのは、「生育している森林、第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第三号に規定する択伐複層林施業森林」と、同条第八号中「計画的伐採対象森林」とあるのは、「計画的伐採対象森林のうち、第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第三号に規定する択伐複層林施業森林以外のもの」とする。

一 (略)

一 (略)

二 当該森林経営計画の対象とする森林（特定広葉樹育成施業森林（風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。）及び当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林、地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林並びに災害等防止措置を講ずべき森林を除く。）のうち、標準伐期齢（標準伐期齢をおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、当該森林につき市町村森林整備計画において定められている林齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。三〇八（略））

（やむを得ない理由によらない場合）  
**第四十三条** 第三十六条第五号イ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する森林経営計画に係る法第十四条の災害その他やむを得ない理由による場合に該当しない場合（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により次に掲げる場合に該当した場合であつて、当該震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害がなければ次に掲げる場合に該当しなかつたと認められるときを除く。）は、次に掲げる場合とする。

一（略）  
 二 当該森林経営計画の対象とする森林において実施された主伐が第三十八条第五号（第三十九条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第三十九条

二 当該森林経営計画の対象とする森林（特定広葉樹育成施業森林（風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。）及び当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林並びに地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林を除く。）のうち、標準伐期齢（標準伐期齢をおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている林齢にあつては、当該森林につき市町村森林整備計画において定められている林齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。三〇八（略））

（やむを得ない理由によらない場合）  
**第四十三条** 第三十六条第五号イ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する森林経営計画に係る法第十四条の災害その他やむを得ない理由による場合に該当しない場合（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により次に掲げる場合に該当した場合であつて、当該震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害がなければ次に掲げる場合に該当しなかつたと認められるときを除く。）は、次に掲げる場合とする。

一（略）  
 二 当該森林経営計画の対象とする森林において実施された主伐が第三十八条第六号（第三十九条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第三十九条

第二項第二号に掲げる基準に該当しない場合その他の当該森林経営計画の対象とする森林において実施された森林の施業が第三十八条各号（第三十九条第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第三十九条第二項各号に掲げる基準のいずれかに該当しない場合三〇十四（略）

（申請書等の様式）  
**第六六条** 第四条の申請書、第六条第二項の指定申請書、第七条第一項の届出書、第九条第一項の届出書、第十二条（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の申請書、第十四条の二の報告書、第十五条第一項の届出書、第二十九条の二の第一項の申請書、第二十九条の三の届出書、第二十九条の五の第一項の申請書、第三十四条第一項の認定請求書、第四十二条第一項及び第二項の変更認定請求書、第四十四条第二項の届出書、第四十五条第一項の届出書、第四十八条第一項の申請書、第五十一条の意見書、第五十九条第一項の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十二条第三項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条第一項の届出書、第七十六条第一項の異議申立書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書、同条第二項の再交付申請書、第一百零四条の三第一項の届出書並びに第一百零四条の五第一項の届出書の様式は、別に定め告示する。

**付録第二**（第三十八条、第三十九条関係）  
 F1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林（以下この付録において「要整備森林」という。）、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前五年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積

第二項第二号に掲げる基準に該当しない場合その他の当該森林経営計画の対象とする森林において実施された森林の施業が第三十八条各号（第三十九条第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第三十九条第二項各号に掲げる基準のいずれかに該当しない場合三〇十四（略）

（申請書等の様式）  
**第六六条** 第四条の申請書、第六条第二項の指定申請書、第七条第一項の届出書、第九条第一項の届出書、第十二条（第十三条第二項において準用する場合を含む。）の申請書、第十四条の二の報告書、第十五条第一項の届出書、第十六条の二の第一項の届出書、第二十九条の二の第一項の申請書、第二十九条の三の届出書、第二十九条の五の第一項の申請書、第三十四条第一項の認定請求書、第四十二条第一項及び第二項の変更認定請求書、第四十四条第二項の届出書、第四十五条第一項の届出書、第四十八条第一項の申請書、第五十一条の意見書、第五十九条第一項の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十二条第三項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条第一項の届出書、第六十八條第一項の届出書、第七十六条第一項の異議申立書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書、同条第二項の再交付申請書、第一百零四条の三第一項の届出書並びに第一百零四条の五第一項の届出書の様式は、別に定め告示する。

**付録第二**（第三十八条、第三十九条関係）  
 F1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林（以下この付録において「要整備森林」という。）、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前五年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積

T1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前十年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積

F2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前十年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積

T2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（災害等防止措置を講ずべき森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるもの）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

T1は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

F2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林経営計画の始期前十年以内に間伐が実施されたことが明らかである森林を除く。）の面積

T2は、当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢が同一である森林の面積に当該標準的な林齢（標準伐期齢以上であるもの）の差のうち最小のものを乗じて得た数値の総和を当該森林経営計画の始期における林齢が標準伐期齢以上である計画的間伐対象森林（要間伐森林、要整備森林、複層林施業森林及び特定広葉樹育成施業森林を除く。）の面積で除して得た数値

（森林法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第四条の規定による改正前の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の第四項から第八項まで及び第十条の十一から第十一の八までの規定の適用については、前条の規定による改正前の森林法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

（分収林特別措置法施行規則の一部改正）  
第四条 分収林特別措置法施行規則（昭和五十八年農林水産省令第三十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| （分収育林契約に係る樹木の樹齢の上限）<br>第一条（略）<br>2 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十三第二項に規定する森林整備協定に基づき締結された分収育林契約に係る樹木については、前項の規定を適用せず、樹齢を定めないものとする。 | （分収育林契約に係る樹木の樹齢の上限）<br>第一条（略）<br>2 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十一の五第二項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約及び同法第十条の十三第二項に規定する森林整備協定に基づき締結された分収育林契約に係る樹木については、前項の規定を適用せず、樹齢を定めないものとする。 |

（分収林特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置）  
第五条 法附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる法附則第四条の規定による改正前の森林法第十条の十一の五第二項の規定の適用については、前条の規定による改正前の分収林特別措置法施行規則の規定は、なおその効力を有する。

告 示

○農林水産省告示第十七号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。  
平成三十年十二月十九日 財務大臣 麻生 太郎  
農林水産大臣 吉川 貴盛

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年三厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三厘とする。 | 一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年四厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年五厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年四厘とする。 |